

## 立山町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びたてやま総合戦略に基づき、立山町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から立山町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて定めるものとする。

2 移住支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（第3条第1項第3号において「県実施要領」という。）、法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 単身の申請 60万円
- (2) 2人以上の世帯の申請 100万円

### (対象者)

第3条 前条第1号の移住支援金は、次の各号に掲げる要件のうち第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当する申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる要件に該当すること。
  - ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
    - (7) 立山町に住民票を異動する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
    - (4) 立山町に住民票を異動する直前に、連続して5年以上、東京圏内の条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を異動する3月前の時点において、

連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を退職してから、住民票を異動するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (7) 平成31年4月1日以降に立山町に転入したこと。
- (4) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内の間であること。
- (7) 立山町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) その他富山県又は立山町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、富山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ 当該法人に係る求人が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降の応募であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件として、申請日前1年以内に富山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前条第2号の移住支援金は、前項に掲げる要件に該当し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当する申請者を対象とする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後3月以上1年以内の間であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 第2条第1号の移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1項第1号の要件に該当し、かつ、同項第2号又は第3号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の移住支援金の申請者は、前項に規定する書類に加え、前条第2項の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付を行わないこととした場合も、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から3月以内に移住支援金の

交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 富山県及び立山町は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、立山町から移住支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の返還を請求し、債権回収を行うものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び立山町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に富山県外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、富山県と立山町が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。